

# 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）  
土砂災害（がけ崩れ）

【施設名： 介護老人保健施設 なつみの郷 】

2025 年 9 月 作成

# 様式編 目次

|    | 項目               | 様式等  | ページ |
|----|------------------|------|-----|
| 1  | 計画の目的            | 様式1  | 3   |
| 2  | 計画の報告            | 様式1  | 3   |
| 3  | 計画の適用範囲          | 様式1  | 3   |
| 4  | 防災体制             | 様式2  | 4,5 |
| 5  | 情報収集・伝達          | 様式3  | 6   |
| 6  | 避難誘導             | 様式4  | 7   |
| 7  | 避難の確保を図るための施設の整備 | 様式5  | 8   |
| 8  | 防災教育及び訓練の実施      | 様式5  | 8   |
| 9  | 防災教育及び訓練の年間計画    | 様式7  | 9   |
| 10 | 利用者緊急連絡先一覧表      | 様式8  | 10  |
| 11 | 緊急連絡網            | 様式9  | 11  |
| 12 | 外部機関等の緊急連絡先一覧表   | 様式10 | 11  |
| 13 | 対応別避難誘導一覧表       | 様式11 | 12  |
| 14 | 防災体制一覧表          | 様式12 | 13  |
| -  | 施設周辺の避難地図        | 別紙1  | 14  |

## 1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・高潮・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法、土砂災害防止法

## 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

|     | 平 日     |        | 休 日     |        |
|-----|---------|--------|---------|--------|
|     | 利用者     | 施設職員   | 利用者     | 施設職員   |
| 昼 間 | 約 140 名 | 約 65 名 | 約 100 名 | 約 35 名 |
| 夜 間 | 約 100 名 | 約 5 名  | 約 100 名 | 約 5 名  |

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

### ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

### ● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 7 時の時点で、全県下又は「 船橋市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報

大雨警報又は特別警報

洪水警報

## 4 防災体制

## 《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

## 《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

## 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期                                               | 体制                 | 活動内容                                                                   | 対応班（要員）                                                                                    |
|---------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 以下のいずれかに該当する場合<br>・洪水注意報発表<br>・海老川（船橋本町地点）<br>氾濫注意水位に到達 | 注意<br>体制確立<br>レベル2 | 洪水予報等の情報収集                                                             | 総括・情報班（情報収集伝達要員）                                                                           |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>・高齢者等避難の発令<br>・洪水警戒発表                 | 警戒<br>体制確立<br>レベル3 | 洪水予報等の情報収集<br>使用する資器材の準備<br>保護者・家族等への事前連絡<br>周辺住民への事前協力依頼<br>要配慮者の避難誘導 | 総括・情報班（情報収集伝達要員）<br>避難誘導班（避難誘導要員）<br>総括・情報班（情報収集伝達要員）<br>総括・情報班（情報収集伝達要員）<br>避難誘導班（避難誘導要員） |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>・避難指示の発令<br>・海老川（船橋本町地点）<br>氾濫危険情報発表  | 非常<br>体制確立<br>レベル4 | 施設内全体の避難誘導                                                             | 避難誘導班（避難誘導要員）                                                                              |

## レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警戒及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

↓

## レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

↓

## レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

## 大型台風

・大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。

## 4 防災体制

## 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期                                                            | 体制                 | 活動内容                                                                   | 対応班（要員）                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 以下のいずれかに該当する場合<br>・台風接近<br>・大雨情報                                     | 注意<br>レベル2<br>体制確立 | 気象情報等の情報収集                                                             | 総括・情報班（情報収集伝達要員）                                                                           |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>・高齢者等避難の発令<br>・大雨注意報（土砂災害）発表                       | 警戒<br>レベル3<br>体制確立 | 気象情報等の情報収集<br>使用する資器材の準備<br>保護者・家族等への事前連絡<br>周辺住民への事前協力依頼<br>要配慮者の避難誘導 | 総括・情報班（情報収集伝達要員）<br>避難誘導班（避難誘導要員）<br>総括・情報班（情報収集伝達要員）<br>総括・情報班（情報収集伝達要員）<br>避難誘導班（避難誘導要員） |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>・避難勧告の発令<br>・大雨警報（土砂災害）<br>・土砂災害警戒情報<br>・土砂災害の前兆現象 | 非常<br>レベル4<br>体制確立 | 施設内全体の避難誘導                                                             | 避難誘導班（避難誘導要員）                                                                              |

## レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

## レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

## レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

## 大型台風

・大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。

### (1) 情報収集

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報 | 情報の例示             | 収集方法                                                              |
|--------|-------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 洪水予報等  | 気象情報              | テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、市公式アプリ「ふなっぶ（Funapp）」、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）        |
|        | 洪水予報、水位到達情報       | 情報提供機関のウェブサイト<br>・国土交通省「川の防災情報」<br>・千葉県「防災ポータルサイト」                |
|        | 土砂災害警戒情報          | テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、市公式アプリ「ふなっぶ（Funapp）」、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、防災行政無線 |
|        | 高齢者等避難、避難指示       | テレビ、ラジオ、市ホームページ、市公式アプリ「ふなっぶ（Funapp）」、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、防災行政無線   |
| その他    | 施設周辺の浸水状況         | 施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）               |
|        | 施設周辺における土砂災害の前兆現象 | 施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）               |

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が  
無い等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

## (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、

「 (避難場所) へ避難する。引き渡しは

（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

## 6 避難誘導

### 様式 4

#### (1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

##### 1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

| 想定災害 | 避難場所名称 | 移動距離  | 移動手段                                |                                         |
|------|--------|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------|
|      |        |       | 徒歩                                  | 車両                                      |
| 洪水   | 夏見台小学校 | 750 m | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> 6 台 |
|      |        | m     | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> 台              |
|      |        | m     | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> 台              |
|      |        | m     | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> 台              |
|      |        | m     | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> 台              |

##### 2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

| 想定災害    | 建物名称 | 避難階 | 移動手段                |
|---------|------|-----|---------------------|
| 洪水、土砂災害 | 本施設  | 2 階 | エレベーター、<br>車いすを二人介助 |
|         |      | 階   |                     |
|         |      | 階   |                     |
|         |      | 階   |                     |
|         |      | 階   |                     |

##### 3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「夏見台小学校」に避難するものとする。

#### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙 1

「対応別避難誘導一覧表」 ⇒ 様式 1 1

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|          | 備蓄品                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 情報収集・伝達  | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー                                 |
| 避難誘導     | 名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | 水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具                                           |
| 衛生器具     | おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋、携帯トイレ                                       |
| 医薬品      | 常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏                                                              |
| その他      |                                                                             |

浸水を防ぐための対策

|     |
|-----|
| 土のう |
|-----|

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

|       |
|-------|
| 自家発電機 |
|-------|

※事前の対策

## 8 防災教育及び訓練の実施

新規採用の施設職員をは、入職時に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

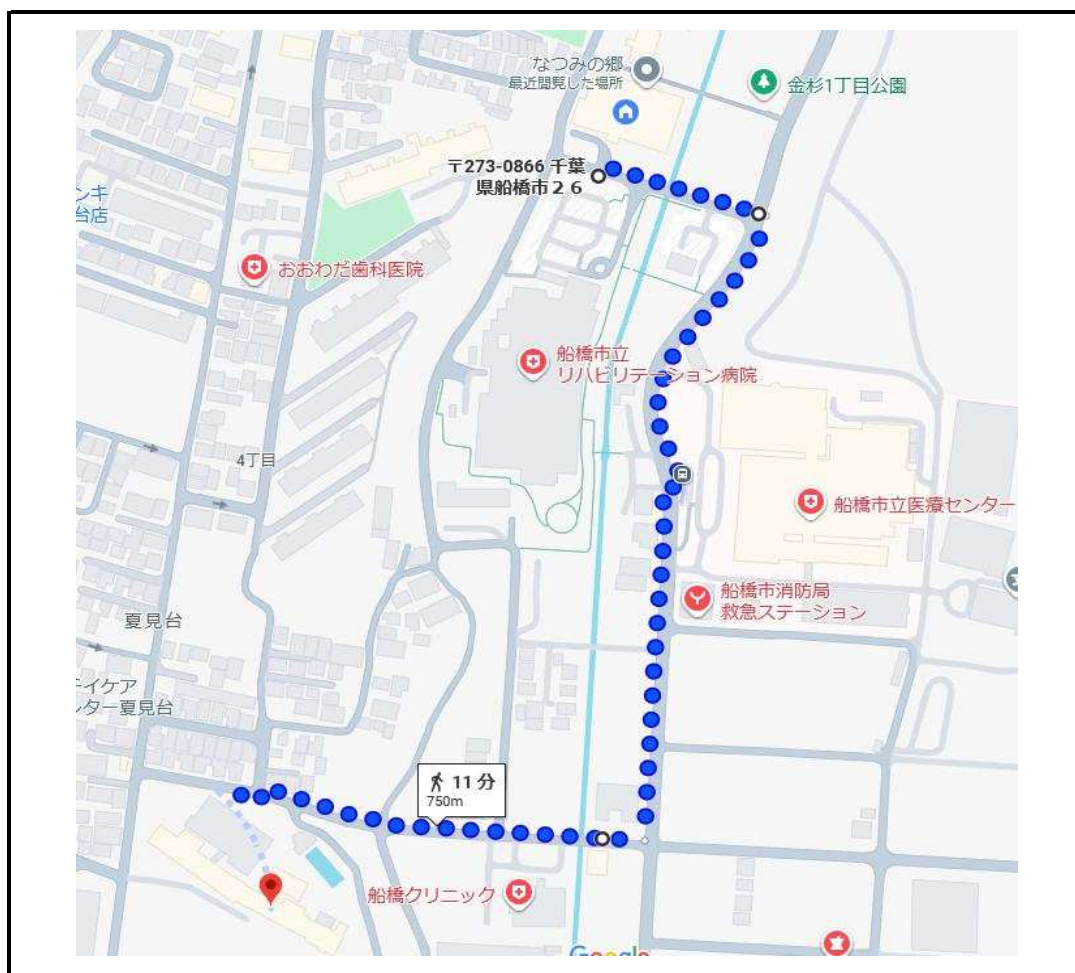
その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

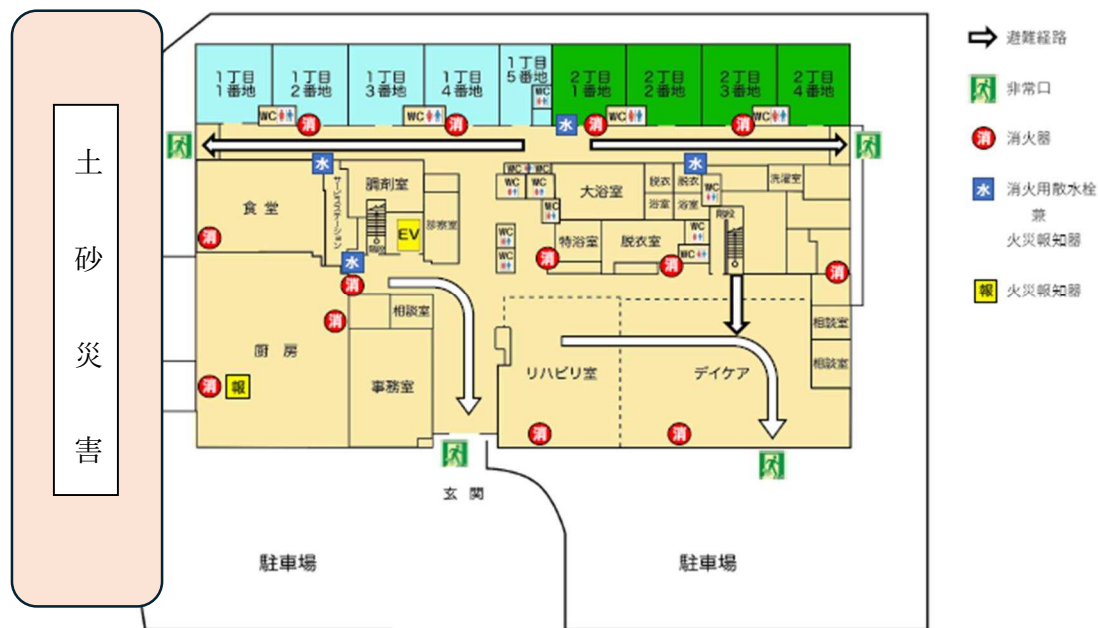
## 【施設周辺の避難地図】

洪水時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

|    | 立ち退き避難 |        | 屋内安全確保        |
|----|--------|--------|---------------|
|    | 避難場所 1 | 避難場所 2 |               |
| 洪水 | 夏見台小学校 |        | 本施設2階         |
| 土砂 |        |        | 本施設（斜面の反対側）2階 |
|    |        |        |               |



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載  
 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。



土砂災害が発生した場合、1階食堂・居室（1-1）及び厨房に被害が想定されます。

その場合、1丁目の入所者様は、リハビリ・デイケアフロアに移動もしくは2階食堂への移動を想定しています。

